

別記

個人情報の取扱いに関する遵守事項

(基本原則)

第1 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律の趣旨を尊重し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、個人情報をみだりに第三者に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の管理責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(収集の制限)

第4 受注者は、個人情報を収集するときは、個人情報の収集の目的を明確にし、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を当該業務を履行するため以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報が記録された書類、電磁的記録等を複写し、又は複製してはならない。

(電子計算機等への記録の制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を受注者の管理する電子計算機その他の情報機器以外の電子計算機その他の情報機器に記録してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約により受託した業務のうち、個人情報の取扱いを含む業務の一部又は全部を第三者に取り扱わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を発注者に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他発注者が必要と認める事項

3 受注者は、前項の規定により個人情報等の取扱いを含む業務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、受注者と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 受注者は、この契約により受託した業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(記録の返還等)

第9 受注者は、この契約により受託した業務を履行するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された書類、電磁的記録等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に処理の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に違反することが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査等)

第11 受注者は、この契約により受託した業務に係る個人情報の取扱いについて、発注者から調査・報告の求め、又は改善の勧告があった場合は、正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第12 発注者は、受注者がこの「個人情報等の取扱いに関する遵守事項」に違反していると認められる場合において、正当な理由なく前項の調査等に従わない場合、契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求できないものとする。

(損害賠償)

第13 受注者は、故意又は過失を問わず、この「個人情報等の取扱いに関する遵守事項」に違反し、又は怠ったことにより発注者に対する損害を発生させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(従事者への周知・教育)

第14 受注者は、その従事者に対し、この「個人情報の取扱いに関する遵守事項」において従事者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護のため必要な事項を周知・教育しなければならない。